

令和 2 年 3 月 9 日

職 員 各位

千葉地方裁判所事務局長 今 井 金 也

千葉家庭裁判所事務局長 鹿 見 順 子

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症に係る社会情勢の推移等を踏まえ、今後の感染拡大防止策や各職場での応援態勢の構築等を検討するため、職員又は職員の親族等（同居または頻繁に接触のある者など。以下「親族」という。）が下記の事例に該当する場合には、当分の間、速やかに適宜の方法により、上司に申し出るようしてください。

なお、記 1 に該当することが判明した場合には、夜間・休日であっても、速やかに上司に連絡してください。

おって、記 3 及び 4 に該当するかどうか判断がつかない場合や、その他、新型コロナウイルス感染症に関して心配なことがある場合にも、適宜、上司にご相談ください。

記

- 1 職員又は親族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- 2 職員に、発熱、咳、倦怠感等の風邪症状がある場合
- 3 職員の親族に、新型コロナウイルス感染症に感染した可能性（※）が生じた場合

※ 37・5 度以上の発熱が 4 日以上続いているときや強い倦怠感、息苦しさ（呼吸困難）があるとき、新型コロナウイルス検査（PCR 検査）を受

けることとなった場合など

4 職員又は親族が濃厚接触者等に該当する場合